

堺市芸術文化創造発信事業補助金交付要綱

平成18年7月1日制定
平成22年11月15日改正
平成24年4月1日改正
平成25年10月1日改正
令和2年1月31日改正

1 補助金の名称

補助金の名称は、堺市芸術文化創造発信事業補助金（以下「補助金」という。）とする。

2 補助金の目的

補助金は、高い演奏技術を擁し優れた音楽活動を展開する芸術団体である堺シティオペラ一般社団法人に対し、その公演に要する経費の一部を市が補助することにより、個性豊かで芸術性の高い都市文化・市民文化の創造及び発信に資することを目的とする。

3 堺市補助金交付規則との関係

補助金の交付については、堺市補助金交付規則（平成12年堺市規則第97号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

4 補助事業等

- (1) 補助対象者は、堺シティオペラ一般社団法人とする。
- (2) 補助対象事業は、堺シティオペラ一般社団法人による公演とする。
- (3) 補助対象経費は、次のとおりとする。
 - ① 公演の開催に要する賃金、諸謝金、会議費、消耗品費、印刷製本費、委託料、手数料、通信運搬費、広告料、保険料、負担金、使用料及び賃借料とする。
 - ② その他市長が適当と認める経費とする。

5 補助金の額

補助金の額は、毎年度予算の範囲内で市長が定めるものとする。

6 補助金の交付の申請

- (1) 補助事業者は、堺市芸術文化創造発信事業補助金交付申請書（様式第1号）を補助事業実施1か月前までに市長に提出しなければならない。
- (2) 交付申請に当たっては、次の書類を添付しなければならない。
 - ① 役員情報届出書（様式第1号の2）
 - ② 事業計画書（様式第2号）
 - ③ 収支予算書（様式第3号）
 - ④ 前年度決算書
 - ⑤ その他市長が必要と認める書類

7 補助金の交付の条件

補助事業者は、事業の実施にあたり、次の条件を遵守しなければならない。

- (1) 補助金は、その目的以外に使用してはならないこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分若しくは補助事業の内容について変更（市長が定める軽微な変更を除く。）をし、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 規則の規定に従うこと。

8 補助金の交付決定の通知

市長は、堺市芸術文化創造発信事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に交付決定の通知をするものとする。

9 交付申請の取下げ

申請者は、交付決定の通知を受けた日から事業実施前日までに、交付の申請を取り下げることができる。

10 実績報告

- (1) 補助事業者は、堺市芸術文化創造発信事業補助金実績報告書（様式第5号）を補助事業の完了した日の翌日から起算して30日以内に市長に提出しなければならない。
- (2) 堺市芸術文化創造発信事業補助金実績報告書（様式第5号）には、次の書類を添付しなければならない。
 - ① 事業実施報告書（様式第6号）
 - ② 収支決算書（様式第7号）
 - ③ その他市長が必要と認める書類

11 補助金の額の確定通知

市長は、堺市芸術文化創造発信事業補助金確定通知書（様式第8号）により、補助事業者に補助金の額の確定通知を行うものとする。

12 補助金の交付

- (1) 補助金は、規則第14条第1項の規定による補助金の額の確定後交付する。
- (2) 補助事業者は、堺市芸術文化創造発信事業補助金交付請求書（様式第9号）に堺市芸術文化創造発信事業補助金確定通知書の写しを添えて、補助金の額の確定通知を受けた日から起算して30日以内に、補助金の交付請求を市長に対して行わなければならない。

13 委任

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、所管部長が定める。